

一般競争入札参加者 各位

新潟市水道局  
総務部 技術管理室

## 新潟市水道局総合評価方式の改定について（お知らせの修正版）

水道局では、これまでの総合評価方式の試行を踏まえ、引き続き工事等の品質を確保していくため、公平性及び競争性を考慮の上、下記のとおり総合評価方式の改定を行います。平成27年2月2日付のお知らせについて、内容の一部を修正いたしましたので修正版にて再度お知らせいたします。

## 記

## 1 改定内容

- (1) 建設工事（特別簡易型）の廃止  
 (2) 建設工事（簡易 i 型・簡易 ii 型）における適用価格帯の見直し

	現 行	改 定
簡易 i 型	2,000 万円以上～4,000 万円未満	3,000 万円以上～5,000 万円未満
簡易 ii 型	4,000 万円以上	5,000 万円以上

- (3) 建設工事（簡易 i 型・簡易 ii 型）における評価項目「総合評価方式受注件数（減点方式）」の評価基準を変更

## ① 建設工事（簡易 i 型）：工事の施工能力

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点
総合評価方式 受注件数 (減点方式)	必須	総合評価方式簡易 i 型における 当該年度の受注件数	受注実績が無い	2.0
			受注件数が1件ある	1.6
			受注件数が2件ある	1.2
			受注件数が3件ある	0.8
			受注件数が4件ある	0.4
			受注件数が5件以上ある	0.0

## ② 建設工事（簡易 ii 型）：工事の施工能力

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点
総合評価方式 受注件数 (減点方式)	必須	総合評価方式簡易 ii 型における 当該年度の受注件数	受注実績が無い	2.0
			受注件数が1件ある	1.6
			受注件数が2件ある	1.2
			受注件数が3件ある	0.8
			受注件数が4件ある	0.4
			受注件数が5件以上ある	0.0

## 2 適用日 平成27年4月1日

改定の適用は適用日以降の公告案件からとなります。水道局ホームページに上記の改定内容を反映した要領及び算定基準を掲載いたしましたのでご覧ください。なお、新潟市要綱集への反映については適用日以降の更新時となりますのでよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

新潟市水道局 総務部 技術管理室 担当：佐伯，土岐

電 話：025-232-7291(直通) F A X：025-230-8705